

# 化学物質審査規制法の施行状況について

## 1. 新規化学物質の審査状況

平成15年改正化審法が施行された平成16年4月から平成17年7月末までの新規化学物質の審査状況は、以下のとおり。

### 通常審査に係る判定

分解性、蓄積性、人への毒性及び動植物への毒性に係る試験結果が添付された届出32件に対して、審査を実施。

高分子化合物については、安定性試験等をもとに195件の審査を実施。

良分解性化合物については、分解度試験をもとに31件の審査を実施。

### 低生産量新規化学物質の特例審査に係る判定

難分解性であるが、高蓄積性でないと判定された物質については、毒性が不明であっても、製造・輸入数量の国内総量が10トン以下であること等について、3大臣（環境大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣）の確認を受けることにより、製造・輸入が可能。194件の判定を実施。

上記の判定通知を受けた者が、製造・輸入予定数量の年間総量が10トンを超える場合等に、必要となる毒性試験の試験成績を提出することで、審査の継続を求めることが可能となっている。この審査の継続として15件の判定を実施。

審査	延べ審査物質数		添付される試験成績				
	H16年度	H17年度 (4～7月)	分解性	濃縮性	人毒性	生態 毒性	高分子 安定性等
通常							
一般	22	10					×
高分子化合物	153	42	×	×	×	*	
良分解性化合物	24	7		×	×	×	×
低生産量							
特例							
一般	132	48			×	×	×
高分子化合物	10	4	×	×	×	×	
低生産量継続	10	5	×	×			×
合計	351	116					

注) 審査件数はいずれも平成16年4月～平成17年7月末までに化学物質小委員会で審議されたもの。

\* 水溶性を示す高分子化合物については、既知見により生態毒性が低いことが示唆されるものを除き、生態毒性試験成績が必要。また、水分散性カチオン性高分子化合物についても、生態毒性試験成績が必要。

### 中間物等に係る特例の適用

予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生ずるおそれがないものとして政令で定める場合（中間物、閉鎖系等用途、輸出専用品）に該当する旨の3大臣の事前確認を受けることにより、毒性等の判定を受けることなく、製造・輸入が可能。平成16年4月から平成17年7月末日までに478件の確認を実施。

## **2. 規制対象物質の指定状況**

平成17年4月にジコホル、ヘキサクロロブタ-1,3-ジエンの2物質を新たに第一種特定化学物質に指定。

現在、第一種特定化学物質は15物質、第二種特定化学物質は23物質、第一種監視化学物質は22物質、第二種監視化学物質は842物質が指定されている（第三種監視化学物質については現在指定準備中）。

## 化学物質の環境リスク初期評価等（第4次とりまとめ）の結果について

平成17年8月9日（火）

環境省総合環境政策局環境保健部

環境安全課環境リスク評価室

室長 北窓 隆子（内線6340）

室長補佐 志村 博之（内線6334）

室長補佐 塚田源一郎（内線6341）

室長補佐 山本 要（内線6343）

環境省は、化学物質による環境汚染を通じて人の健康や生態系へ好ましくない影響を与えることを未然に防止するため環境リスク初期評価等（第4次とりまとめ）を実施し、その結果について、中央環境審議会環境保健部会第9回化学物質評価専門委員会（平成17年7月28日）の審議を経てとりまとめた。その結果、健康リスク初期評価では1物質、生態リスク初期評価では1物質が、詳細な評価を行う候補とされた。

今回の環境リスク初期評価においては、引き続き評価手法の改善を図るとともに、評価文書の概要を簡潔にまとめたプロフィールを新たに作成することとした。

### 1. 趣旨・目的

世界で約10万種、我が国で約5万種流通していると言われる化学物質の中には、人の健康及び生態系に対する有害性を持つものが多数存在しており、これらは環境汚染を通じて人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれがある。

こうした影響を未然に防止するためには、「潜在的に人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす可能性のある化学物質が、大気、水質、土壌等の環境媒体を經由して環境の保全上の支障を生じさせるおそれ」（環境リスク）について定量的な評価を行い、その結果に基づき適切な環境リスクの低減対策を進めていく必要がある。

このため環境省では、平成9年度より化学物質の環境リスク初期評価に着手し、その結果を3次にわたりとりまとめ、「化学物質の環境リスク評価」（第1巻～第3巻）として公表してきたところである。この中で「詳細な評価を行う候補」とされた化学物質については、関係部局との連携のもとに必要に応じ行政的対応を図ってきたところである。

### 2. 環境リスク初期評価の内容

#### (1) 環境リスク初期評価の概要

化学物質の環境リスク評価とは、評価対象とする化学物質について、人の健康及び生態系に対する有害性を特定し、用量（濃度）- 反応（影響）関係を整理する「有害性評価」と 人及び生態系に対する化学物質の環境経由の暴露量を見積もる「暴露評価」を行い、両者の結果を比較することによってリスクの程度を判定するものである。

ここでは、環境リスク管理のための施策を念頭に置きつつ、多数の化学物質の中から相対的に環境リスクが高そうな物質をスクリーニングするための初期評価として、健康リスク及び生態リスクにわたる「環境リスク初期評価」を実施している。本初期評価では環境にとって高いリスクがある物質を誤って見過ごしてしまう危険性を可能な限り小さくするため、暴露評価で検出最大濃度を利用し、有害性評価ではより感受性（sensitivity）の高い知見を利用するなどにより、安全側でのリスク評価を行っている。

#### (2) 評価対象物質

環境リスク初期評価の目的に鑑み、未だリスクの評価及びこれに基づくリスクの管理がなされていない物質の中から、これまでの公表分に引き続き優先度が高いと考えられる新たな化学物質を評価対象物質として、PRTR対象物質、化学物質審査規制法の指定化学物質（現在は第二種監視化学物質）、内分泌攪乱作用の疑われる物質等から選定している。

#### (3) 評価実施数

環境リスク初期評価の効果的かつ体系的な実施の観点から、これまでの公表分に引き続き以下の評価を実施した。

- ・健康リスク及び生態リスクにわたる環境リスク初期評価（20物質）
- ・環境リスク初期評価以外に実施した生態リスク初期評価（9物質）

#### (4) 評価の方法

今回は、環境リスク初期評価に関して第3次とりまとめに至る過程で充実させた事項を「化学物質の環境リスク初期評価ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に反映させ、これに基づき評価を行った。今回の環境リスク初期評価の実施に当たり、以下の点を充実させている。

- ・環境リスク初期評価における評価対象物質の基本的情報である物理化学的性状等をより体系的に収集整理し、モデル予測やリスク評価に活用した。
- ・暴露評価においては、化管法に基づき公表された最新のPRTRデータを活用した。
- ・生態リスク初期評価においては、知見の信頼性確認をより詳細に行い、その成果を評価文に反映させた。
- ・情報の不足等により現時点では環境リスクの判定ができなかった物質については、更に必要な情報収集等について検討を行った。

#### (5) 留意事項

本初期評価はスクリーニングとしての目的で限られた情報に基づきリスクの判定を行い、詳細な評価を行う候補物質を抽出するものであり、今回の結果を受け直ちに環境リスクの低減対策等が必要であると判断すべきものではない。

### 3. 環境リスク初期評価等の結果

#### (1) 環境リスク初期評価

環境リスク初期評価を実施した20物質の評価結果は以下のとおりである。

	健康リスク	生態リスク
A. 相対的にリスクが高い可能性があり「詳細な評価を行う候補」	【1物質】 1-ブタノール	【1物質】 ニトリロ三酢酸
B. リスクはAより低いと考えられるが「関連情報の収集が必要」	【1物質】 ニトリロ三酢酸	【1物質】 リン酸トリクレジル
C. 相対的にリスクは低いと考えられ「更なる作業を必要としない」	【14物質】 エチレングリコールモノエチルエーテル、塩化ベンジル、クロロエタン、o-クロロトルエン、trans-1,2-ジクロロエチレン、テトラヒドロ-1,4-オキサジン、N-ニトロソジフェニルアミン、二硫化炭素、2-ビニルピリジン、2-プロモプロパン、-メチルスチレン、メチル-t-ブチルエーテル、リン酸トリクレジル、リン酸トリ-n-ブチル	【12物質】 エチレングリコールモノエチルエーテル、塩化ベンジル、trans-1,2-ジクロロエチレン、テトラヒドロ-1,4-オキサジン、N-ニトロソジフェニルアミン、二硫化炭素、フェナントレン、1-ブタノール、2-プロモプロパン、-メチルスチレン、リン酸トリフェニル、リン酸トリ-n-ブチル
D. 得られた情報では「リスクの判定ができない」	【4物質】 エチレングリコールモノメチルエーテル、1,3-ジクロロ-2-プロパノール、フェナントレン、リン酸トリフェニル	【6物質】 エチレングリコールモノメチルエーテル、クロロエタン、o-クロロトルエン、1,3-ジクロロ-2-プロパノール、2-ビニルピリジン、メチル-t-ブチルエーテル

(2) 環境リスク初期評価以外に実施した生態リスク初期評価の結果

環境リスク初期評価を実施した20物質のほかに、PRTR対象物質のうち強い生態毒性が示唆されるなど生態リスク評価の必要性が高いと考えられる9物質を選定し、生態リスク初期評価を行った。ここで実施した生態リスク初期評価の方法は、上記環境リスク初期評価の中で実施したものと同一である。

判定を行うことのできた2物質の評価結果は以下のとおりである。

A. 相対的にリスクが高い可能性があり「詳細な評価を行う候補」	【0物質】
B. リスクはAより低いと考えられるが「関連情報の収集が必要」	【0物質】
C. 相対的にリスクは低いと考えられ「更なる作業を必要としない」	【2物質】 アクリル酸エチル、酢酸2-エトキシニル

#### 4. 今後の対応

##### (1) 評価結果の情報提供

評価結果は、物質ごとに評価文書の概要を要約したプロファイルとともに「化学物質の環境リスク評価 第4巻」としてとりまとめるとともに、インターネットを活用して成果を広く公表する。

##### (2) 詳細評価等の実施

環境リスクの判定の結果詳細な評価を行う候補とされた物質については、関係部局の連携と分担の下で詳細な評価の実施を含めた対応を図る。

健康リスク初期評価により詳細な評価を行う候補とされた1物質

室内空気の吸入暴露によるリスクが高い可能性があるため、本評価結果を関係機関に連絡し、その対応を見守ることとする。

生態リスク初期評価により詳細な評価を行う候補とされた1物質

生態毒性、発生源等に関する知見を充実させつつ、生態リスクの詳細な評価を優先的に進めることを検討することとし、具体的には、生態リスク初期評価により得られた知見を、水生生物の保全に係る水質環境基準の追加設定に向けた検討において反映させていくこととする。

##### (3) 情報の収集

環境リスクの判定の結果、情報の収集が必要とされた物質や、リスクの判定ができなかった物質については、関連情報を収集の上、その情報に応じて今後必要な初期評価を行う。

##### (4) 環境リスク評価の計画的な実施と幅広い活用

化学物質の環境リスク管理に関連する施策及び調査との緊密な連携を図りつつ、環境リスク初期評価を計画的に実施していく。

環境リスク初期評価の過程で収集整理された幅広い科学的知見については、PRTR対象物質の中から化学物質管理に優先的に取組む必要のある物質の選定、既存化学物質点検、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）のわが国への導入等を含むさまざまな場面で活用を図る。

##### (5) 今後の課題

環境リスク初期評価に必要となる物性情報の集積を進めるとともに、PRTRデータの活用等による暴露評価の高度化を図る。

OECD等における試験法及び評価手法に関する検討状況を適切に把握し、新たな知見等を環境リスク初期評価に速やかに反映させる。既に環境リスク初期評価を行った物質であっても、その後内外で評価手法の見直し等が行われたものについては、速やかに再評価を実施する。生態リスク初期評価については、国内外におけるリスク評価の動向を踏まえて評価手法の再検討等を行う。

健康リスク初期評価結果一覧(20物質)

物質名 (CAS番号)	有害性の知見				暴露評価		リスク評価の結果 <sup>3,4</sup>			判定
	暴露経路	リスク評価の指標 <sup>1</sup>	動物	影響評価指標 (エンドポイント)	暴露の媒体	予測最大暴露量及び濃度				
1 エチレンジクロロ モノエチルエーテル (110-80-5)	経口	無毒性量等 <sup>2</sup> 46 mg/kg/day	ラット	胎仔の骨格異常	飲料水	- μg/kg/day	MOE	-	×	
	吸入	無毒性量等 <sup>2</sup> 9.3 mg/m <sup>3</sup>	ラット	胎仔の骨格異常	地下水	< 0.036 μg/kg/day	MOE	> 130,000		
2 エチレンジクロロ モノメチルエーテル (109-86-4)	経口	無毒性量等 <sup>2</sup> 1.2 mg/kg/day	サル	胎仔の生残率低下	一般環境大気	0.36 μg/m <sup>3</sup>	MOE	2,600		
	吸入	無毒性量等 <sup>2</sup> 2.3 mg/m <sup>3</sup>	ウサギ	胎仔の骨化遅延	室内空気	- μg/m <sup>3</sup>	MOE	-	×	×
3 塩化ベンジル (100-44-7)	経口	無毒性量等 <sup>2</sup> 6.4 mg/kg/day	ラット	甲状腺の変性、肺での過形成	飲料水・食物	- μg/kg/day	MOE	-	×	
	吸入	無毒性量等 <sup>2</sup> 1.1 mg/m <sup>3</sup>	ラット ヒト	肝臓及び脾臓重量の増加	地下水・食物	< 0.004 μg/kg/day	MOE	> 16,000		
4 クロロエタン (75-00-3)	経口	無毒性量等 <sup>2</sup> - mg/kg/day	-	-	一般環境大気	0.0081 μg/m <sup>3</sup>	MOE	1,400		
	吸入	無毒性量等 <sup>2</sup> 1,000 mg/m <sup>3</sup>	マウス	胎仔の骨化遅延	室内空気	- μg/m <sup>3</sup>	MOE	-	×	×
5 1,1-ジクロロエタン (95-49-8)	経口	無毒性量等 <sup>2</sup> 2 mg/kg/day	ラット	体重増加の抑制	飲料水	- μg/kg/day	MOE	-	×	
	吸入	無毒性量等 <sup>2</sup> 25 mg/m <sup>3</sup>	ラット	胎仔の短肢症及び短指症	淡水	< 0.012 μg/kg/day	MOE	> 17,000		
6 trans-1,2-ジクロロエチレン (156-60-5)	経口	無毒性量等 <sup>2</sup> 1.7 mg/kg/day	マウス	ALPの増加	一般環境大気	< 0.01 μg/m <sup>3</sup>	MOE	> 250,000		
	吸入	無毒性量等 <sup>2</sup> 1.9 mg/m <sup>3</sup>	ラット	肝臓の脂肪変性	室内空気	- μg/m <sup>3</sup>	MOE	-	×	×
7 1,3-ジクロロ-2-プロパノール (96-23-1)	経口	無毒性量等 <sup>2</sup> 0.07 mg/kg/day	ラット	肝臓重量の増加など	飲料水	< 0.16 μg/kg/day	MOE	> 1,100		
	吸入	無毒性量等 <sup>2</sup> - mg/m <sup>3</sup>	-	-	地下水	0.92 μg/kg/day	MOE	180		
8 テトラヒドロ-1,4-オキサジン (110-91-8)	経口	無毒性量等 <sup>2</sup> 9 mg/kg/day	マウス	体重増加の抑制	一般環境大気	*5 0.058 μg/m <sup>3</sup>	MOE	3,500		
	吸入	無毒性量等 <sup>2</sup> 6.4 mg/m <sup>3</sup>	ラット	鼻甲介骨の壊死	室内空気	- μg/m <sup>3</sup>	MOE	-	×	×
9 ニトリロ三酢酸 (139-13-9)	経口	無毒性量等 <sup>2</sup> 10 mg/kg/day	ラット	ネフローゼ	飲料水	- μg/kg/day	MOE	-	×	
	吸入	無毒性量等 <sup>2</sup> - mg/m <sup>3</sup>	-	-	淡水・食物	6.8 μg/kg/day	MOE	29		
10 N-ニトロソジフェニルアミン (86-30-6)	経口	無毒性量等 <sup>2</sup> 5 mg/kg/day	ラット	体重増加の抑制、膀胱移行上皮の変性	一般環境大気	- μg/m <sup>3</sup>	MOE	-	×	
	吸入	無毒性量等 <sup>2</sup> - mg/m <sup>3</sup>	-	-	室内空気	- μg/m <sup>3</sup>	MOE	-	×	×
11 二硫化炭素 (75-15-0)	経口	無毒性量等 <sup>2</sup> 2.5 mg/kg/day	ウサギ	吸収係数増大	飲料水	- μg/kg/day	MOE	-	×	
	吸入	無毒性量等 <sup>2</sup> 3.2 mg/m <sup>3</sup>	ヒト	運動神経伝達速度の低下など	地下水	0.026 μg/kg/day	MOE	9,600		
12 2-ピニルピリジン (100-69-6)	経口	無毒性量等 <sup>2</sup> 1.3 mg/kg/day	ラット	流涎、前胃扁平上皮の過形成	一般環境大気	1.3 μg/m <sup>3</sup>	MOE	2,500		
	吸入	無毒性量等 <sup>2</sup> - mg/m <sup>3</sup>	-	-	室内空気	- μg/m <sup>3</sup>	MOE	-	×	×
13 フェナントレン (85-01-8)	経口	無毒性量等 <sup>2</sup> - mg/kg/day	-	-	食物	< 1.2 μg/kg/day	MOE	> 110		
	吸入	無毒性量等 <sup>2</sup> - mg/m <sup>3</sup>	-	-	飲料水・食物	- μg/kg/day	MOE	-	×	
14 1-ブタノール (71-36-3)	経口	無毒性量等 <sup>2</sup> 13 mg/kg/day	ラット	運動失調及び活動低下	淡水・食物	< 0.4 μg/kg/day	MOE	-	×	
	吸入	無毒性量等 <sup>2</sup> 2.7 mg/m <sup>3</sup>	ラット	運動協調性障害	一般環境大気	0.022 μg/m <sup>3</sup>	MOE	-	×	×
15 2-プロモプロパン (75-26-3)	経口	無毒性量等 <sup>2</sup> - mg/kg/day	-	-	室内空気	- μg/m <sup>3</sup>	MOE	-	×	×
	吸入	無毒性量等 <sup>2</sup> 17 mg/m <sup>3</sup>	ラット	各発育段階の卵胞数の減少	飲料水	- μg/kg/day	MOE	-	×	
16 -メチルステレン (98-83-9)	経口	無毒性量等 <sup>2</sup> 4 mg/kg/day	ラット	肝臓及び腎臓重量の増加など	淡水	< 0.0004 μg/kg/day	MOE	> 1,000,000		
	吸入	無毒性量等 <sup>2</sup> 0.64 mg/m <sup>3</sup>	マウス	嗅上皮の萎縮及び壊死など	一般環境大気	0.053 μg/m <sup>3</sup>	MOE	1,200		
17 メチル-1-ブチルエーテル (1634-04-4)	経口	無毒性量等 <sup>2</sup> 10 mg/kg/day	ラット	腎臓相対重量の増加	室内空気	- μg/m <sup>3</sup>	MOE	-	×	×
	吸入	無毒性量等 <sup>2</sup> 260 mg/m <sup>3</sup>	ラット	肝臓及び腎臓重量の増加など	飲料水	- μg/kg/day	MOE	-	×	
18 リン酸トリクレジル (1330-78-5)	経口	無毒性量等 <sup>2</sup> 0.4 mg/kg/day	ラット	ChE活性阻害	地下水	0.06 μg/kg/day	MOE	17,000		
	吸入	無毒性量等 <sup>2</sup> 0.7 mg/m <sup>3</sup>	ヒト	慢性的な健康影響がみられない濃度	一般環境大気	0.025 μg/m <sup>3</sup>	MOE	100,000		
19 リン酸トリフェニル (115-86-6)	経口	無毒性量等 <sup>2</sup> 16 mg/kg/day	ラット	体重増加の抑制	室内空気	- μg/m <sup>3</sup>	MOE	-	×	×
	吸入	無毒性量等 <sup>2</sup> 0.7 mg/m <sup>3</sup>	ヒト	健康影響がみられない濃度	飲料水・食物	< 0.2 μg/kg/day	MOE	> 200		
20 リン酸トリ-n-ブチル (126-73-8)	経口	無毒性量等 <sup>2</sup> 8.9 mg/kg/day	ラット	膀胱移行上皮の過形成	一般環境大気	0.0024 μg/m <sup>3</sup>	MOE	290,000		
	吸入	無毒性量等 <sup>2</sup> - mg/m <sup>3</sup>	-	-	室内空気	- μg/m <sup>3</sup>	MOE	-	×	×

(注1) リスク評価の指標 : 本評価は基本的に安全サイドに立ったスクリーニングとして実施していること、情報の質、量は化学物質により大きく異なることから、化学物質間の相対的な毒性強度を比較するような場合には、この数値を単純に使用するのではなく、更なる詳細な検討を行うことが必要。  
(注2) 無毒性量等 : 長期間の連続暴露に補正したNOEL又はNOEL相当(LOAELを10で除した場合等)の値。  
(注3) MOE : 無毒性量を予測最大暴露量、あるいは予測最大暴露濃度で除した値。但し、無毒性量が動物実験から設定された場合には、10で除して算出。  
(注4) : 現時点では作業は必要ない、 : 情報収集に努める必要がある、 : 詳細な評価を行う候補、 × : 現時点ではリスクの判定はできない。  
: 無毒性量が設定できなかった、あるいは予測最大暴露量が得られなかった場合、 (-) : 評価の対象外、あるいは評価を実施しなかった場合を示す。  
(注5) cis-体及びtrans-体の合計。

生態リスク初期評価結果一覧(20物質)

	CAS番号	物質名	有害性評価 (PNECの根拠)			アセスメント係数	予測無影響濃度 PNEC (µg/L)	予測環境中濃度 PEC (µg/L)	PEC/ PNEC比	評価 結果
			生物種	急性・慢性の別	エンドポイント					
1	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル	甲殻類	急性	EC <sub>50</sub> 遊泳阻害	100	> 900	< 0.9 < 0.9	< 0.001 < 0.001	
2	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル	甲殻類	急性	EC <sub>50</sub> 遊泳阻害	100	> 850	- -	- -	×
3	100-44-7	塩化ベンジル	甲殻類	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	1	0.05 < 0.05	0.05 < 0.05	
4	75-00-3	クロロエタン	-	-	-	-	-	0.21 0.5	- -	×
5	95-49-8	o-クロロトルエン	甲殻類	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	1.4	< 0.3 < 0.3	< 0.2 < 0.2	×
6	156-60-5	トランス-1,2-ジクロロエチレン	甲殻類	急性	LC <sub>50</sub> 死亡	1,000	220	< 5 < 4	< 0.02 < 0.02	
7	96-23-1	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	甲殻類	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	63	< 2 < 2	< 0.03 < 0.03	×
8	110-91-8	テトラヒドロ-1,4-オキサジン	甲殻類	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	50	2.2 0.52	0.04 0.01	
9	139-13-9	ニトリロ三酢酸	藻類	慢性	NOEC 生長阻害	100	3	130 -	40 -	
10	86-30-6	N-ニトロソフェニルアミン	甲殻類	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	0.75	< 0.02 < 0.02	< 0.03 < 0.03	
11	75-15-0	二硫化炭素	甲殻類	急性	LC <sub>50</sub> 死亡	100	21	1.1 1.2	0.05 0.06	
12	100-69-6	2-ピニルピリジン	甲殻類	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	9	- -	- -	×
13	85-01-8	フェナントレン	藻類	急性	EC <sub>50</sub> 生長阻害	100	1.8	< 0.012 < 0.012	< 0.007 < 0.007	
14	71-36-3	1 - ブタノール	甲殻類	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	41	1 0.22	0.02 0.005	
15	75-26-3	2-ブロモプロパン	甲殻類	急性	EC <sub>50</sub> 遊泳阻害	1,000	23	< 0.01 < 0.01	< 0.0004 < 0.0004	
16	98-83-9	α-メチルスチレン	藻類	慢性	NOEC 生長阻害	100	3	< 0.01 < 0.01	< 0.003 < 0.003	
17	1634-04-4	メチル-t-ブチルエーテル	-	-	-	-	-	0.31 0.03	- -	×
18	1330-78-5	リン酸トリクレジル	魚類	急性	LC <sub>50</sub> 死亡	1,000	0.15	0.06 < 0.03	0.4 < 0.2	
19	115-86-6	リン酸トリフェニル	甲殻類	急性	EC <sub>50</sub>	100	3	0.06 < 0.01	0.02 < 0.003	
20	126-73-8	リン酸トリ-n-ブチル	甲殻類	急性	LC <sub>50</sub> 死亡	100	21	0.24 0.03	0.01 0.001	

(注1) PECの上段は公共用水域(淡水)、下段は公共用水域(海水)。

(注2) : 現時点では作業は必要ない、 : 情報収集に努める必要、 : 詳細な評価を行う候補、 × : 現時点では生態リスクの判定はできない。

生態リスク初期評価結果一覧(9物質:追加実施分)

	CAS番号	物質名	有害性評価 (PNECの根拠)			アセスメント係数	予測無影響濃度 PNEC (μg/L)	予測環境中濃度 PEC (μg/L)	PEC/ PNEC比	評価 結果
			生物種	急性・慢性の別	エンドポイント					
1	140-88-5	アクリル酸エチル	魚類	急性	LC <sub>50</sub> 死亡	1,000	2.5	0.03 0.01	0.012 0.004	
2	111-15-9	酢酸2-エトキシニル	魚類	急性	LC <sub>50</sub> 死亡	100	410	< 0.05 0.05	< 0.0001 0.0001	
3	120-61-6	テレフタル酸ジメチル	甲殻類	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	17	- -	- -	×
4	55-63-0	ニトログリセリン	藻類	急性	EC <sub>50</sub> 生長阻害	100	4	- -	- -	×
5	88-89-1	ピクリン酸	甲殻類	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	50	- -	- -	×
6	110-85-0	ピペラジン	甲殻類	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	330	- -	- -	×
7	77458-01-6	ピラクロホス	魚類	急性	LC <sub>50</sub> 死亡	1,000	0.04	- -	- -	×
8	124-09-4	1,6-ヘキサンジアミン	甲殻類	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	42	- -	- -	×
9	126-98-7	メタクリロニトリル	藻類	慢性	NOEC 生長阻害	100	10	- -	- -	×

(注1) PECの上限は公共用水域(淡水)、下限は公共用水域(海水)。

(注2) : 現時点では作業は必要ない、 : 情報収集に努める必要、 : 詳細な評価を行う候補、 × : 現時点では生態リスクの判定はできない。

## 平成15年度化学物質環境実態調査結果について

平成17年3月31日（木）  
環境省環境保健部環境安全課  
課長：上家 和子  
保健専門官：吉田 佳督（内線6361）  
調査係長：川村 太郎（内線6355）

平成15年度化学物質環境実態調査結果については、平成17年3月23日に開催した中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会（櫻井治彦委員長、中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長）において審議がなされ、本日、平成16年度版「化学物質環境実態調査 - 化学物質と環境 - 」としてとりまとめたので報告する。

### 1．平成15年度化学物質環境実態調査の概要

化学物質による環境汚染の未然防止と汚染の早期発見及び適切な化学物質対策の立案に資するため、調査対象物質を平成15年5月6日及び同年5月28日の2度にわたって開催された化学物質環境汚染実態調査物質選定検討会において選定し、初期環境調査、暴露量調査及びモニタリング調査からなる目的別の調査方法により、平成15年度に調査を実施した。初期環境調査結果については、平成16年10月15日及び同年12月10日に開催された初期環境調査検討作業部会において、また暴露量調査結果及びモニタリング調査結果については、平成16年11月9日及び同年11月30日に開催されたモニタリング・暴露量調査検討作業部会において、調査結果の検討を行った。

### 2．平成15年度化学物質環境実態調査結果

#### (1) 初期環境調査

化学物質審査規制法の指定化学物質（現在の第2種監視化学物質に相当。以下同じ。）や化学物質排出把握管理促進法の候補物質、非意図的生成化学物質、環境リスク初期評価に必要な物質及び社会的要因から必要とされる物質等を対象に、環境残留状況を把握することを目的として、平成15年度は15物質（群）、延べ20物質（群）・媒体について調査を実施したところ、結果は次のとおりであった。

水質は7物質（群）について全国延べ34地点で調査を実施し、2物質（群）が検出された。

底質は4物質（群）について全国延べ27地点で調査を実施し、3物質（群）が検出された。

水生生物は2物質（群）について全国延べ12地点で調査を実施し1物質（群）が検出された。

大気は7物質（群）について全国延べ24地点で調査を実施し、3物質（群）が検出された。

なお、平成15年度を含むこれまでの調査の累計では、823物質（群）について調査を行い、そのうち367物質（群）が一般環境から検出されたこととなる。

## (2) 暴露量調査

化学物質審査規制法の指定化学物質や化学物質排出把握管理促進法の第1種指定化学物質等について、その環境リスク初期評価を実施するために必要な、ヒト及び生物の化学物質の暴露量把握に用いる環境残留状況を把握することを目的として、平成15年度は7物質(群)、延べ10物質(群)・媒体について、水質は38地点で5物質(群)を、底質は20地点で2物質(群)を、水生生物は9地点で3物質(群)の調査を実施した。

調査対象の7物質(群) 延べ10物質(群)・媒体のうち、オクタブロモジフェニルエーテルが水生生物、2,4-ジニトロフェノールが水質、フェノールが水質、PFOSが底質及び水生生物、PFOAが底質及び水生生物から検出された。

## (3) モニタリング調査

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(平成16年5月17日発効。以下「POPs条約」という。POPsとは、Persistent Organic Pollutants(残留性有機汚染物質)をいう。)の対象物質及び同条約対象候補となる可能性のある物質、化学物質審査規制法の第1,2種特定化学物質及び指定化学物質のうち環境残留性が高く環境基準等が設定されていない物質で、環境残留実態の経年的把握が必要な物質を経年調査(モニタリング)することを目的として、平成15年度は、11物質(群)延べ40物質・媒体について調査を実施した。これらのうち、POPs条約の対象物質はPCB類、HCB、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT類、クロルデン類、ヘプタクロル類、トキサフェン、マイレックスである。

モニタリング調査は水質36地点9物質(群)、底質62地点11物質(群)、生物21地点(貝類6地点、魚類14地点、鳥類2地点)11物質(群)及び大気35地点9物質(群)を対象に調査を行った。POPsについては鳥類のアルドリンを除き、全ての物質が水質・底質・生物(貝類、魚類)及び大気試料から検出された。また、有機スズ化合物については、底質及び生物(鳥類を除く)から検出された。

また、平成15年度から新たに分析の始まったマイレックス及びトキサフェン類の2物質については、いずれも大気中からごく微量検出された。マイレックスについては、水質及び底質において定量下限値 0.3 pg/L, 2 pg/g-dryでその一部試料に微量の検出検体があった。トキサフェン類については、定量下限値が水質、底質それぞれparlar26では40 pg/L, 90 pg/g-dry、parlar50では70 pg/L, 200 pg/g-dry、parlar62では300 pg/L, 4000 pg/g-dryで、すべての地点で検出されなかった。また、生物試料では比較的低濃度で2つの物質とも検出された。このうちトキサフェン類は沿岸魚より沖合魚の方が高く、また魚食性鳥類で高めの濃度で確認されるなどの特徴が認められた。

表1 初期環境調査検出状況(検出地点数 / 調査地点数)

化学物質	水質	底質	生物	大気
H C F C 類				
H C F C - 1 4 1 b				17/17 *
H C F C - 2 2				19/19
H C F C - 1 2 3				5/10 *
H C F C - 1 4 2 b				20/20 *
H C F C - 2 2 5 c a				15/16 *
H C F C - 2 2 5 c b				13/19 *
H F C - 1 3 4 a				20/20 *
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS、アルキル基の炭素数10~14のもの)				
LAS <sub>10</sub> (デシルベンゼンスルホン酸ナトリウム)	5/9			
LAS <sub>11</sub> (ウンデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム)	3/9			
LAS <sub>12</sub> (ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム)	4/9			
LAS <sub>13</sub> (トリデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム)	4/9			
LAS <sub>14</sub> (テトラデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム)	0/9			
イソプレン				5/5 *
クロルデコン				0/1 *
クロルピリホス			1/9	0/7
クロロピクリン				0/8
ジエチレントリアミン 他1物質				
ジエチレントリアミン	0/13 *			
トリエチレンテトラミン	0/13 *			
1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン 他3物質				
1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	0/24	0/20		
1,3-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	0/24	1/21		
1-クロロ-3-ニトロベンゼン	0/24	0/20		
1,4-ジニトロベンゼン	0/24	0/21		
3,3 -ジクロロベンジジン	1/19			
ピリジン-トリフェニルボラン	0/5 *			
2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール				0/9 *
プロモメタン				4/4
1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	0/20 *	1/15 *		
ヘキサブロモビフェニル	0/4	0/2		
ポリブロモジフェニルエーテル類				
ヘキサブロモジフェニルエーテル		0/3	0/3	
デカブロモジフェニルエーテル		2/5	0/2	

\* 印は当該媒体では初調査であった物質

表2 暴露量調査検出状況(検出地点数/調査地点数)

化学物質	水質	底質	水生生物
オクタプロモジフェニルエーテル	0/38		8/9
o-クロロアニリン	0/38		
1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	0/38		
2,4-ジニトロフェノール	5/38		
フェノール	6/38		
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)		10/20	9/9
ペルフルオロオクタン酸(PFOA)		12/20	4/9

表3 モニタリング調査検出状況(検出地点数/調査地点数)

化学物質	水質	底質	生物			大気			
			貝類	魚類	鳥類	温暖期	寒冷期		
P C B類	36/36	62/62	6/6	14/14	2/2	35/35	34/34		
H C B	36/36	62/62	6/6	14/14	2/2	35/35	34/34		
P O P S	ドリン類	アルドリン	34/36	60/62	3/6	7/14	0/2	34/35	34/34
		ディルドリン	36/36	62/62	6/6	14/14	2/2	35/35	34/34
		エンドリン	36/36	53/62	6/6	14/14	2/2	35/35	34/34
	DDT類	p, p - DDT	36/36	62/62	6/6	14/14	2/2	35/35	34/34
		o, p - DDT	36/36	62/62	6/6	14/14	2/2	35/35	34/34
		p, p - DDE	36/36	62/62	6/6	14/14	2/2	35/35	34/34
		o, p - DDE	36/36	62/62	6/6	14/14	2/2	35/35	34/34
		p, p - DDD	36/36	62/62	6/6	14/14	2/2	35/35	34/34
		o, p - DDD	36/36	62/62	6/6	14/14	2/2	35/35	34/34
	ク ロ ル デ ン 類	trans-クロルデン	36/36	62/62	6/6	14/14	2/2	35/35	34/34
cis-クロルデン		36/36	62/62	6/6	14/14	2/2	35/35	34/34	
trans-ノナクロル		36/36	62/62	6/6	14/14	2/2	35/35	34/34	
cis-ノナクロル		36/36	62/62	6/6	14/14	2/2	35/35	34/34	
オキシクロルデン		36/36	57/62	6/6	14/14	2/2	35/35	34/34	
ヘ プ タ ク ロ ル 類	ヘプタクロル	36/36	53/62	4/6	8/14	0/2	35/35	34/34	
	trans-ヘプタクロルエポキシド	4/36	0/62	1/6	0/14	0/2	18/35	34/34	
	cis-ヘプタクロルエポキシド	36/36	55/62	6/6	14/14	2/2	35/35	34/34	
ト キ サ フ エ ン	Parlar26	0/36	0/62	3/6	11/14	1/2	35/35	34/34	
	Parlar50	0/36	0/62	4/6	14/14	1/2	2/35	0/34	
	Parlar62	0/36	0/62	0/6	3/14	1/2	0/35	0/34	
マイレックス	25/36	51/62	6/6	14/14	2/2	35/35	34/34		
H C H 類	-HCH	36/36	62/62	6/6	14/14	2/2	35/35	34/34	
	-HCH	36/36	62/62	6/6	14/14	2/2	35/35	34/34	
	-HCH	36/36	62/62	6/6	14/14	2/2	35/35	34/34	
	-HCH	36/36	61/62	6/6	13/14	2/2	35/35	34/34	
有 機 ス ズ 化 合 物	トリブチルスズ化合物(TBT)		46/62	6/6	13/14	1/2			
	ジブチルスズ化合物(DBT)		57/62	6/6	12/14	1/2			
	トリフェニルスズ化合物(TPT)		37/62	6/6	14/14	0/2			
	ジフェニルスズ化合物(DPT)		38/62	2/6	2/14	0/2			
	モノフェニルスズ化合物(MPT)		35/62	0/6	0/14	0/2			
テトラプロモビスフェノールA		0/62	3/6	5/14	0/2				

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画」の策定について（お知らせ）

平成17年6月24日（金）  
環境省環境保健部環境安全課  
課長：上家 和子(内線 6350)  
課長補佐：戸田 英作(内線 6353)  
担当：吉崎 仁志(内線 6358)

6月24日、地球環境保全に関する関係閣僚会議において、残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画が了承されました。今後、本国内実施計画に基づき、関係省庁一体となって、POPsの排出削減、適正処理、環境監視、国際協力などに取り組みます。

我が国は、平成14年8月30日、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」を締結しました。同条約第7条により、締約国は、条約の義務を履行するための国内実施計画を、条約が自国について効力を生ずる日（我が国の場合は、条約発効日である平成16年5月17日）から2年以内に締約国会議に提出し、その実施に努めることとされています。また、同条約第5条(a)により作成が求められている、ダイオキシン等の非意図的生成物質に関する行動計画についても、国内実施計画の一部として実施することとされています。

本計画の策定作業は、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約関係省庁連絡会議（環境省、内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省で構成）で行いました。連絡会議では、平成17年5月27日に計画原案を公表し、2週間の間、国民の皆様から広く御意見を募集し、いただいた御意見を踏まえて、計画案を確定しました。そして、6月24日の地球環境保全に関する関係閣僚会議に計画案を提出し、了承されました。

本国内実施計画では、残留性有機汚染物質に係る以下の諸施策を記載しています。

- ・意図的な製造及び使用から生ずる放出の削減等の措置
- ・意図的でない生成から生ずる放出の削減等の措置
- ・在庫及び廃棄物から生ずる放出の削減等の措置
- ・上記の基盤となる施策（環境監視、国際的取組、情報の提供、研究及び技術開発の促進等）

今後、本国内実施計画を英訳の上、速やかに締約国会議に提出いたします。なお、条約事務局によると、先進国の中では、今のところ国内実施計画を提出した国はないとのことです。

本条約の義務の履行に際しては、今回策定した国内実施計画に基づき、関係省庁とも連携して進めていきます。

「P R T Rデータを読み解くための市民ガイドブック  
～平成15年度集計結果から～」の作成・公表について  
(お知らせ)

平成17年6月10日(金)  
環境省環境保健部環境安全課  
課長：上家 和子(内線 6350)  
補佐：荒木 真一(内線 6353)  
補佐：東 利博(内線 6360)  
担当：栄田 智志(内線 6356)

環境省では、P R T R (Pollutant Release and Transfer Register) 制度を広く一般の方にも御理解・御活用いただけるよう、P R T Rデータについて分かりやすく解説したガイドブックを毎年作成しております。この度、本年3月に公表した平成15年度集計結果の解説を追加するなど内容を新しくした「P R T Rデータを読み解くための市民ガイドブック 化学物質による環境リスクを減らすために～平成15年度集計結果から～」を作成いたしました。

本ガイドブックは、7つの章「私たちの暮らしと化学物質」、「P R T Rとは」、「P R T Rデータを入手する」、「P R T Rデータを見る」、「P R T Rデータを利用する」、「化学物質による環境リスクを減らすために」、「もっと知りたい時には」から構成されています。

最初から見ていただければ、P R T Rデータを中心に、化学物質と私たちの暮らしについて一通り理解できるようになっていますが、興味のあるページだけでも御覧いただけるような目次も付けています。

## 1. 背景

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化学物質排出把握管理促進法)に基づき、P R T R制度(化学物質排出移動量届出制度)が導入されました。

P R T R制度の導入により、相当広範な地域の環境において継続して存すると認められ、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある354種類の化学物質(第一種指定化学物質)について、事業者は環境への排出量、下水道への又は廃棄物に含まれての移動量の届出を行い、国はその集計結果及び届出対象外の排出量の推計値の集計結果を公表することとなっています。本年3月18日には、第3回目となる平成15年度の化学物質の排出量・移動量(P R T Rデータ)の集計結果を公表いたしました。

このようなP R T Rデータを広く一般の方にも御理解・御活用いただけるよう、昨年度に引き続き、P R T Rデータについて分かりやすく解説したガイドブック「P R T Rデータを読み解くための市民ガイドブック 化学物質による環境リスクを減らすために～平成15年度集計結果から～」を作成いたしました。

## 2. 市民ガイドブックの概要

P R T R制度によって入手できるようになった化学物質の排出量・移動量の情報をきっかけにして、一人一人の関心に応じて、化学物質に関する理解を深めていただくためのガイドブックです。

このガイドブックは、7つの章から構成されています。また、このガイドブックは、知りたい内容のページや興味のあるページを簡単に見つけていただけるよう目次構成を工夫するとともに、該当する内容のページだけを御覧いただいても理解できるようにしています。

## 3. 市民ガイドブックの入手方法

### (1) 電子情報（PDFファイル）の入手

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/guidebook.html> からダウンロードができます。

### (2) 冊子の入手

希望される方には無料配布いたします（送料は実費を御負担願います。）。

各都道府県のP R T R担当課室に御連絡いただくか、または、返信用封筒（下図参考）に下記事項を記載の上、下記の資料請求先までお送り下さい。

#### 【返信用封筒に記載する事項・記入方法】

・御希望部数に応じた金額分の切手をお貼り下さい。

< 切手代（冊子小包） >

1冊 290円分

2冊 340円分

3～4冊 450円分

5～7冊 590円分

なお、8冊以上を御希望の場合は住所、氏名、電話番号、御希望部数をehs@env.go.jpまでお知らせ下さい。ゆうパック着払いにてお送りします。

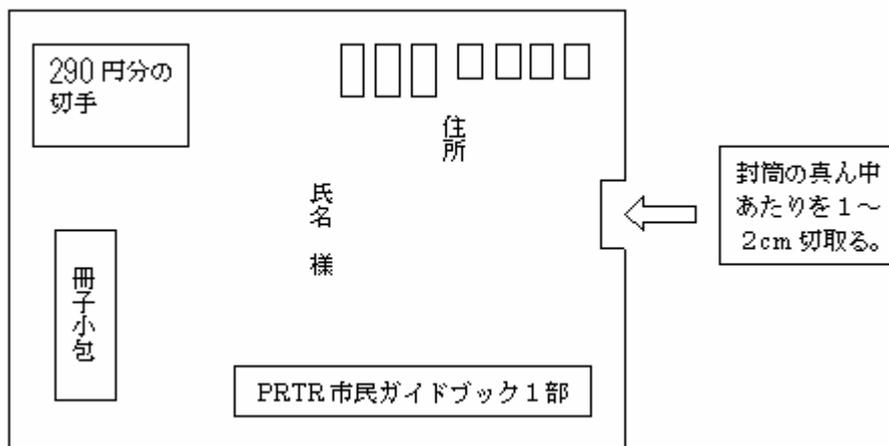
・送付先御住所とお名前を御記入下さい。

・「P R T R市民ガイドブック 部希望」と御記入下さい。

・「冊子小包」と御記入下さい。

・封筒右端の真ん中あたりを1～2cm切り取って下さい。

（注：市民ガイドブックはA4版で厚さは8mmですので、返信用封筒は、御希望部数に応じた大きさの封筒でお願いします。）



**【資料請求先】**

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2  
環境省環境保健部環境安全課PRTR担当  
(TEL:03-5521-8260 電子メールehs@env.go.jp)

# 「かんたん<sup>かがくぶっしつ</sup>化学物質ガイド」の作成・公表について (お知らせ)

平成 17 年 8 月 29 日 (月)  
環境省環境保健部環境安全課  
課長: 上家 和子(内線 6350)  
課長補佐: 荒木 真一(内線 6353)  
担当: 吉崎 仁志(内線 6358)

環境省では、家庭や自動車等の身近なところから排出される化学物質について、市民が自らの生活と関連付けて考え、一人一人ができる環境リスクの低減のための取組みについて考えるきっかけとなるよう、平成 16 年度より、子どもにも親しみやすい小冊子「かんたん<sup>かがくぶっしつ</sup>化学物質ガイド」の作成に着手しました。今回、その第 1 弾として、「私たちの生活と<sup>せいかつ</sup>化学物質」編を作成しましたので、ホームページにて公表いたします。また、御希望の方には、本小冊子を無料(送料は自己負担)にて配布いたします。

本冊子は、「かんたん<sup>かがくぶっしつ</sup>化学物質ガイド」の総論に当たるものとなっており、今後、各論として、家庭や自動車等の身近なところから排出される化学物質について考える機会を与えるような小冊子を順次作成してまいります。また、本冊子の内容をインターネット上で楽しみながら学べるよう、E-ラーニング機能を持たせるなど、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進してまいります。

## 1. 背景及び目的

化学物質やそれらを含む製品は私たちの日常生活に非常に身近なものですが、化学物質についての情報は多くの人々にとって極めて難解です。また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法、いわゆる P R T R 法)においては、家庭や自動車等から排出される化学物質の排出量については、国が推計することとなっており、市民が自ら利用している化学物質について考える機会は多くありません。

しかしながら、化学物質やそれらを含む製品を誤って利用したり、廃棄したりすると、自らも含めた人の健康や、動植物や生態系に悪影響を与えるおそれ(環境リスク)があります。そこで、環境省では、家庭や自動車等の身近なところから排出される化学物質について、市民が自らの生活と関連付けて考え、化学物質の正しい利用や廃棄など、市民一人一人ができる環境リスクの低減のための取組みについて考えるきっかけとなるよう、平成 16 年度より、子どもにも親しみやすい小冊子「かんたん<sup>かがくぶっしつ</sup>化学物質ガイド」の作成に取り組

んでいます。

## 2．小冊子の概要

小冊子は、A5版で約20ページからなり、小冊子に登場する2人の子どもたちが持っている4つの疑問に、博士がそれぞれ回答する、という形式になっています。

まず、「<sup>かがくぶっしつ</sup>化学物質ってなに？」では、化学物質という用語の意味、もともと自然にある化学物質や人間が作りだした化学物質などについて紹介しています。次に、「<sup>せいしつ</sup>どんな性質があるの？」では、化学物質が持つ様々な性質を説明した上で、それらの性質を利用しているものの例を紹介しています。それから、「<sup>どうしよくぶつ</sup>ヒトや動植物に<sup>えいきょう</sup>どんな影響があるの？」では、化学物質が持つ有害性や環境リスクなどの概念や影響について説明しています。最後に、「<sup>じょうず</sup>上手につきあうにはどうしたらいいの？」では、化学物質の環境リスクを減らすために市民一人一人ができる取組みなどを紹介しています。

また、「<sup>し</sup>もっと知りたい・<sup>しら</sup>くわしく調べたいときは？」の項目では、更に詳しい情報を得たいときに便利なホームページなどを紹介しており、今後の学習につながるよう、工夫しています。

本小冊子は、「<sup>かがくぶっしつ</sup>かんたん化学物質ガイド」の第1弾であり、「総論」に相当する内容となっています。今後、各論として、家庭や自動車等の身近なところから排出される化学物質について考える機会となるような小冊子を順次作成してまいります。

## 3．小冊子の入手方法

### (1) 冊子の入手

希望される方には無料配布（送料は実費を自己負担）いたします。

その場合には、返信用封筒に下記のことを行って（下図を御参考ください。）、適宜普通サイズの封筒に折り込んでいただき、下記連絡先までお送りください。

その場合には、下図を御参考として、返信用封筒を次の1～6のようにして、下記連絡先までお送りください。

- 1 御希望部数に応じた金額分の切手（金額は下記を参照）をお貼りください。
- 2 送付先御住所とお名前を御記入ください。
- 3 「かんたん化学物質ガイド～わたしたちの生活と化学物質～ 部希望」と御記入ください。
- 4 「冊子小包」と御記入ください。
- 5 封筒右端の真ん中あたりを1～2cm切り取ってください。
- 6 普通サイズの封筒に折って入れてください。

なお、<sup>かがくぶっしつ</sup>かんたん化学物質ガイドはA5版で約20ページですので、返信用封筒は、御

希望部数の冊子が入る大きさのものとお願いします。

<sup>かがくぶっしつ</sup>  
**【かんたん化学物質ガイドの入手についての連絡先】**

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1 - 2 - 2

環境省環境保健部環境安全課

リスクコミュニケーション担当

**【返信用封筒の御記入方法例】**

140円分 の切手	郵便番号
冊子 小包	住所
氏 名 様	
かんたん化学物質ガイド ～わたしたちの生活と化学物質～ 1部希望	

2冊以上御希望の場合は、  
封筒の真ん中のあたりを  
1～2cm切り取る。

上記返信用封筒の大きさは、A5版の冊子が入る大きさのもの

(1冊の場合の例：縦277mm×横216mm、角形3号封筒)です。

**【郵送料（冊子小包）】**

1冊	140円	普通郵便
2冊～3冊	180円	冊子小包
4冊～10冊	210円	
11冊～21冊	340円	
22冊～42冊	450円	
43冊～63冊	590円	

64冊以上を御希望の場合は住所、氏名、電話番号、御希望部数を [ehs@env.go.jp](mailto:ehs@env.go.jp) までお知らせください。ゆうパック着払いにてお送りします。

(2) 電子情報の閲覧・入手

電子情報につきましては、下記の環境省のリスクコミュニケーションのホームページより、御利用いただけます。

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/>

#### 4．本件についてのお問い合わせ先

(1) かんたん<sup>かがくぶっしつ</sup>化学物質ガイドについての一般的なお問い合わせ先

環境省環境保健部環境安全課

TEL：03-5521-8260(直通) リスクコミュニケーション担当：吉崎

(2) かんたん<sup>かがくぶっしつ</sup>化学物質ガイドに対する情報提供や御意見の御提出先

(社)環境情報科学センター

TEL：03-3265-4000(直通) 担当：村上、磯部

#### 5．その他

この度、リスクコミュニケーションのホームページについて、更に親しみやすいものとなるよう、市民向け、子ども向け、専門家向けのページに分けるなど、内容の整理を行い、また、デザインも一新しました。是非御覧ください。

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html>

# 「化学物質ファクトシート 2004年度版」の作成・公表について (お知らせ)

平成17年 8月29日(月)  
環境省環境保健部環境安全課  
課長：上家 和子(6350)  
課長補佐：荒木 真一(6353)  
担当：吉崎 仁志(6358)

環境省では、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」の対象となっている化学物質について、専門的で分かりにくい情報を分かりやすく整理し、専門家以外の方にもよく理解していただけるよう簡潔にまとめた「化学物質ファクトシート」を作成しています。

このたび、新たに62物質についての情報を追加し、また、2003年度版に収録していた47物質についての情報を最新の情報に更新した「化学物質ファクトシート 2004年度版」が完成いたしましたので、ホームページにて公表いたします。また、御希望者には本ファクトシートの冊子を無料(送料は自己負担)で配布いたします。

化学物質を取り扱われる事業者や消費者など様々な立場の方々の化学物質や化学品に対する正確な情報の把握と理解を促進することにより、化学物質による環境リスクの削減に向けた適切な化学物質管理を進められるよう、化管法の対象となっている化学物質について、今後とも順次化学物質ファクトシートを作成することとしております。

## 1. 化学物質ファクトシートの概要

化学物質とその環境リスクの問題は、日常生活における身近な環境問題として社会的に関心が高いものの1つです。

その一方で、化学物質に関して提供される様々な情報は専門的かつ断片的なものが多いため、専門家以外の人々にとって正確に理解することが難しく、誤解に基づく無用な不安を引き起こしてしまうおそれがあります。また、分かりやすい情報が無いことは、私たちが普段の生活において環境リスクの削減のための取組を進める上でも障害になっています。

そこで、本ファクトシートの作成に当たっては、専門的で分かりにくい化学物質の情報を分かりやすく整理し、専門家以外の方でもよく理解できるものとなるよう心がけました。

本ファクトシートは、1物質当たり、文章で2頁、表で1頁程度となるように構成されています。先頭に、物質名、別名、PRTR 政令番号、CAS (Chemical Abstracts Service) 番号及び構造式を記載するとともに、数行の囲み概要を設けています。続いて、「用途」「排出」「環境中での動き」「健康影響 - 毒性、体内への吸収、影響」及び「生態影響」の順に記載しています。また、普段の生活で馴染みのない「専門用語」には下線を付け、別途「用語解説」を作成して説明しています。更に、各シートの最後には、当該物質の基本的な情報の一覧表(性状、生産量、排出・移動量、PRTR 対象選定理由、環境データ、適用法令等)、引用・参考文献及び用途に関する参考文献のリストを掲載しています。

なお、今回の2004年度版ファクトシートの対象として新たに追加した化学物質については、基本的に、2003年度のPRTR 集計結果を基に排出量・移動量の多いものから選定いた

しました（本ファクトシートの目次構成は別紙参照）。

## 2. 化学物質ファクトシートの閲覧・入手方法

### (1) 電子情報の閲覧・入手

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html> から参照したい物質を選択してください。PDF 版は、各物質のページ又は「対象物質一覧」からダウンロードしていただくことができます。また、ホームページ上では、物質の用途ごとに、ファクトシートの一覧を検索することもできます。

### (2) 冊子の入手

希望される方には無料配布（送料は実費を自己負担）いたします。

その場合には、下図を御参考として、返信用封筒を次の1～6のようにして、下記連絡先までお送りください。

- 1 御希望部数に応じた金額分の切手（金額は下記を参照）をお貼りください。
- 2 送付先御住所とお名前を御記入ください。
- 3 「化学物質ファクトシート 部希望」と御記入ください。
- 4 「冊子小包」と御記入ください。
- 5 封筒右端の真ん中あたりを1～2cm切り取ってください。
- 6 普通サイズの封筒に折って入れてください。

なお、化学物質ファクトシートはA5版で厚さは約2cmですので、返信用封筒は、御希望部数の冊子が入る大きさのものでお願いします。

### 【化学物質ファクトシートの入手についての連絡先】

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1 2 2

環境省環境保健部環境安全課

リスクコミュニケーション担当

### 【返信用封筒の御記入方法例】

340円分の 切手	郵便番号
冊子 小包	住 所
氏 名 様	封筒の真ん中の あたりを 1～2cm切り取る。
化学物質ファクトシート1部希望	

上記返信用封筒の大きさは、A5版（厚さ2cm）の冊子が入る大きさのもの

( 1 冊の場合の例：縦 277mm×横 216mm、角形 3 号封筒 ) です。

### 【郵送費（冊子小包）】

1 冊	3 4 0 円
2 冊～ 3 冊	4 5 0 円
4 冊～ 5 冊	5 9 0 円

2 冊以上を御希望の場合は、返信用封筒として角 2 の紐付き封筒を御用意ください。

6 冊以上を御希望の場合は住所、氏名、電話番号、御希望部数を ehs@env.go.jp までお知らせください。ゆうパック着払いにてお送りします。

### 3 . 本件についてのお問い合わせ先

- ( 1 ) 本化学物質ファクトシートについての一般的なお問い合わせ先  
環境省環境保健部環境安全課  
TEL : 03-5521-8260(直通) リスクコミュニケーション担当 : 吉崎
  
- ( 2 ) 本化学物質ファクトシートに対する情報提供や御意見の御提出先  
化学物質ファクトシート作成委員会事務局  
(社)環境情報科学センター  
TEL : 03-3265-4000 (直通) 担当 : 村上、谷村

### 4 . その他

この度、リスクコミュニケーションのホームページについて、更に親しみやすいものとなるよう、市民向け、子ども向け、専門家向けのページに分けるなど、内容の整理を行い、また、デザインも一新しました。是非御覧ください。

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html>

## 目次

. 化学物質ファクトシートとは	1
1. 目的	1
2. 作成作業	1
3. 化学物質ファクトシートの利用に当たって	2
. 化学物質ファクトシート個票（( )内は政令番号を示す）	3
1. 亜鉛の水溶性化合物(1)	7
2. アクリル酸(3)	11
3. アクリル酸エチル(4)	14
4. アクリロニトリル(7)	17
5. アクロレイン(8)	21
6. アセトアルデヒド(11)	25
7. アセトニトリル(12)	29
8. アニリン(15)	32
9. 2-アミノエタノール(16)	36
10. 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(24)	39
11. アンチモン及びその化合物(25)	43
12. 石綿(26)	47
13. イソプレン(28)	51
14. 4, 4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2, 3-エポキシ プロパンの重縮合物(液状のものに限る)(30)	54
15. エチルベンゼン(40)	57
16. エチレンオキシド(42)	61
17. エチレングリコール(43)	65
18. エチレングリコールモノエチルエーテル(44)	69
19. エチレングリコールモノメチルエーテル(45)	72
20. エチレンジアミン(46)	75
21. エチレンジアミン四酢酸(47)	78
22. N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN,N'-エチレンビス (ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(50)	82
23. エピクロロヒドリン(54)	85
24. 1,2-エポキシプロパン(56)	88
25. ε-カプロラクタム(61)	92
26. キシレン(63)	96
27. クレゾール(67)	100
28. クロム及び3価クロム化合物(68)	104
29. 6価クロム化合物(69)	108
30. クロロエタン(74)	112
31. クロロエチレン(77)	115
32. クロロベンゼン(93)	119
33. クロホルム(95)	122
34. クロロメタン(96)	127
35. 酢酸2-エトキシエチル(101)	131
36. 酢酸ビニル(102)	134
37. 無機シアン化合物(108)	138
38. 四塩化炭素(112)	142
39. 1,4-ジオキササン(113)	147
40. 1,2-ジクロロエタン(116)	151
41. 1,2-ジクロロプロパン(135)	155
42. 1,3-ジクロロプロペン(137)	158

43.	<i>o</i> -ジクロロベンゼン(139) .....	162
44.	<i>p</i> -ジクロロベンゼン(140) .....	166
45.	ジクロロメタン(145) .....	170
46.	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド(166) .....	174
47.	N,N-ジメチルホルムアミド(172) .....	177
48.	スチレン(177) .....	180
49.	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン(180) .....	184
50.	チオリン酸 O,O-ジメチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(185) .....	187
51.	チオリン酸 O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) ( 192 ) .....	191
52.	チオリン酸 O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(193) .....	195
53.	テトラクロロイソフタロニトリル(199) .....	199
54.	テトラクロロエチレン(200) .....	203
55.	テトラヒドロメチル無水フタル酸(202) .....	208
56.	テトラフルオロエチレン(203) .....	211
57.	テレフタル酸(205) .....	214
58.	銅水溶性塩 ( 錯塩を除く ) (207) .....	217
59.	1,1,1-トリクロロエタン(209) .....	221
60.	トリクロロエチレン(211) .....	225
61.	トリクロロニトロメタン(214) .....	230
62.	1,3,5-トリメチルベンゼン(224) .....	233
63.	<i>o</i> -トルイジン(225) .....	236
64.	トルエン(227) .....	240
65.	鉛及びその化合物(230) .....	244
66.	ニッケル及びニッケル化合物(231,232) .....	249
67.	二硫化炭素(241) .....	254
68.	バリウム及びその水溶性化合物(243) .....	257
69.	ハロン類(162,285,286) .....	261
70.	2-ビニルピリジン(256) .....	265
71.	ピリジン(259) .....	268
72.	フェノール(266) .....	271
73.	1,3-ブタジエン(268) .....	275
74.	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(272) .....	279
75.	ふっ化水素及びその水溶性塩(283) .....	284
76.	プロモメタン(288) .....	288
77.	フロン類(84,85,86,87,88,94,121,123,124,132,133,144,201,213,217) .....	292
78.	ベンズアルデヒド(298) .....	297
79.	ベンゼン(299) .....	300
80.	ほう素及びその化合物(304) .....	304
81.	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(C=12 - 15)(307) .....	308
82.	ポリ(オキシエチレン)オクチルフェニルエーテル(308) .....	312
83.	ポリ(オキシエチレン)ノニルフェニルエーテル(309) .....	315
84.	ホルムアルデヒド(310) .....	319
85.	マンガン及びその化合物(311) .....	324
86.	無水フタル酸(312) .....	328
87.	無水マレイン酸(313) .....	331
88.	メタクリル酸(314) .....	334
89.	メタクリル酸メチル(320) .....	337
90.	メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネート(338) .....	340
91.	モリブデン及びその化合物(346) .....	343
92.	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(350) .....	347
. 用語解説 .....		351
1.	PRTR 対象物質の選定に係る毒性 .....	351

2.	農薬	352
3.	界面活性剤	354
4.	化学物質と環境リスク	355
5.	有機塩素系溶剤による地下水汚染等の環境汚染	355
6.	環境データの読み方	358
7.	個別票	365
	・ COD / IARC (国際がん研究機関) / PRTR データの排出量・移動量	365
	・ PRTR データの推計による届出外の環境媒体別排出量	366
	・ アルキル基 / 異性体	368
	・ 一日許容摂取量 (ADI) 耐容一日摂取量 (TDI) / 疫学	369
	・ 化学物質の環境リスク初期評価 / 加水分解 / 可塑剤	370
	・ 可溶化剤 / 過形成 / 感作性、感作 / 環境中における無機物質の挙動	371
	・ 揮発性有機化合物 (VOCs) / 気中濃度評価値	372
	・ 急性毒性 / キレート剤 / 血漿	373
	・ 検出下限値、定量下限値、報告下限値 / 好酸球増多症 / 硬化剤 / 合成樹脂	374
	・ 催奇形性 / 最小毒性量 (LOAEL) 無毒性量 (NOAEL) 無毒性量等	375
	・ 錯体 / 酸化皮膜 / シアノ基	376
	・ シックハウス症候群、室内空気濃度の指針値	377
	・ 重合、ポリマー、モノマー (単量体) 共重合、共重合体 (コポリマー) / 食事摂取基準、許容上限摂取量	378
	・ 水質汚濁に係る環境基準、要監視項目、要調査項目、水質要監視項目の指針値 / 水生生物の保全の観点から定めた水質目標値	379
	・ 水道水質基準、水質管理目標設定項目、水道水質管理目標値、要検討項目	380
	・ 水和剤 / スパッタリング	381
	・ 生態毒性 / 生物濃縮 / 代謝 / 脱樹脂剤	382
	・ 脱墨剤 / 展延性 / 展着剤 / 電解液 / 内分泌かく乱作用	383
	・ 乳化剤、分散剤 / 乳化重合剤 / パーキンソン氏病 / 斑状歯	384
	・ 病理組織学的な変化 / プラスチック材質識別マーク / 分解	385
	・ 変異原性 / マーケットバスケット調査 / 慢性毒性	386
	・ 無影響濃度 (NOEC) 予測無影響濃度 (PNEC) / モントリオール議定書 / 有機物、有機化合物、有機	387
	・ 有機溶剤	388
	・ インターネットによる化学物質ファクトシートの利用	389
1.	「化学物質ファクトシートとは」のページ	389
2.	「ご利用にあたって」のページ	390
3.	「検索」のページ	391
4.	「対象物質一覧」のページ	392
5.	「化学物質ファクトシート」個別のページ (例: 亜鉛の水溶性化合物)	393

# 「化学物質と環境に関する学習関連資料データベース」の更新について (お知らせ)

平成 17 年 8 月 29 日 ( 月 )  
環境省環境保健部環境安全課  
課長:上家 和子(内線 6350)  
課長補佐:荒木 真一(内線 6353)  
担当:吉崎 仁志(内線 6358)

環境省では、平成 15 年 6 月に、ホームページ上に「化学物質と環境に関する学習関連資料データベース」を開設し、化学物質と環境に関する学習関連資料を提供して、リスクコミュニケーションの推進を図ってまいりました。

このたび、広く書籍やインターネット上の情報も含め、化学物質やその環境リスクについて、その分野の専門家でない市民が自ら学習する際に役立つと考えられる資料を集め、データベースを整理・更新いたしました。また、子どもを対象とした化学物質と環境に関する学習関連資料については、子どもにも検索、利用しやすいように配慮したデータベースを新たに作成いたしました。これらについて、環境省のホームページ上に掲載しましたので、お知らせいたします。

今後、新たな情報の追加等を行いつつ、これらのデータベースを維持し、化学物質と環境に関する学習関連資料について広く情報提供に努めてまいります。

## 1. 背景及び目的

化学物質やそれらを含む製品は私たちの日常生活に非常に身近なものですが、環境リスク(人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれ)などの化学物質についての情報は多くの人々にとって極めて難解です。さらに、これらを理解するための化学物質と環境に関する教材などの学習関連資料は十分とはいえ、また、既存の学習関連資料も広く知れ渡っておりません。

このため、環境省では、平成15年6月に、公募により収集した化学物質と環境に関する学習関連資料をデータベース化し、「化学物質と環境に関する学習関連資料データベース」をホームページ上に開設しました。

このたび、広く書籍やインターネット上の情報も含め、化学物質とその環境リスクについて、その分野に関する情報が不足している小・中・高校生や、その分野の専門家でない市民が自ら学習する際に役立つと考えられる資料を集め、上記のデータベースを整理・更新いたしました。さらに、子どもを対象としていると考えられる化学物質と環境に関する学習関連資料については、子どもにも検索、利用しやすいように配慮したデータベースを新たに作成いたしました。

本データベースを通じ、化学物質と環境に関する学習関連資料の情報を広く紹介することにより、子どもも含め、環境リスクなどの化学物質についての理解が進むことが期待されます。

## 2. データベースの概要

本データベースは、用途等の分野（化学物質全般、食品添加物、ゴム・プラスチック、繊維、農薬・肥料、石けん・洗剤、化粧品・パーソナルケア、住まい（塗料・建材・接着剤・たばこ）、家庭用防虫剤・殺虫剤、ダイオキシン、石油化学等）、対象とする学年（小学生、中・高校生、一般）、学習関連資料の形態（冊子、書籍、ビデオ、CD-ROM、DVD-ROM、オンライン Web、遊具・もの教材）ごとに学習関連資料を容易に検索することができるほか、フリーワードでも検索することができます。検索結果として、「表題」のほか、その資料の「制作者・発行元」、「概要」、「分野」、「対象者」及び「資料形態」が一覧表示されます。また、それぞれの資料については、「制作年」、「定価」、「入手方法」及び「制作者・発行者の連絡先」等を詳細情報として閲覧することができます。

また、子ども用のデータベースについては、あらかじめ小学生用の学習関連資料に限定しており、用途等の分野（上記データベースと同様）及びフリーワードによって検索することができます。

データベースは、下記の環境省のリスクコミュニケーションホームページより、御利用いただけます。

一般用：<http://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html>

子ども用：<http://www.env.go.jp/chemi/communication/kids.html>

なお、掲載された学習関連資料は別添の掲載条件に該当する資料を幅広く対象としています。このため、資料の内容の一部が科学的事実と異なる場合や不適切な表現がなされている場合もありますので、活用には御利用いただく場面に応じて各自で御判断くださいますようお願いいたします。また、掲載した資料については、環境省が学習関連資料としてこれらの使用を推奨したり、内容を保証しているものではありません。

## 3. その他

この度、リスクコミュニケーションのホームページについて、更に親しみやすいものとなるよう、市民向け、子ども向け、専門家向けのページに分けるなど、内容の整理を行い、また、デザインも一新しました。是非御覧ください。

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html>

## 学習関連資料データベースへの学習関連資料の掲載条件

掲載資料の利用者は「小学生」「中・高校生、この分野が専門でない一般市民」を想定したものであること。専門家向けの資料は含めない。

指導者用資料については、教材とセットになっていること。

化学物質の利便性を認識しつつ、化学物質やその環境リスクに対する正確な理解を促すことに役立つと考えられる資料であること。

化学そのものへの理解を促すことを主目的とした資料でないこと。

おおむね 2000 年以降に制作または改訂された資料であること。

媒体は、冊子・書籍、ビデオ、CD-ROM・DVD、ウェブサイト、カードなどの遊具などであること。

雑誌の記事、特集でないこと。

誰もが入手可能であること。

有料、無料を問わないが、書籍を除き有料の場合は 10 万円を限度とし、常識の範囲内の価格であること。ただし、PRTR 関連データ、化学物質の毒性データ、工業統計などのデータ集又はデータベースについては、無料かつ Web 上で閲覧できるものであること。

冊子・書籍の場合、少なくとも「化学物質やその環境リスク」に関連した章を設けて化学物質に言及していること。その他の媒体についても、これを準用する。地球温暖化問題のみ、医薬品情報やその影響を取り扱った資料、BSE 関連情報のみを扱った資料ではないこと。なお、オゾン層破壊物質、食品添加物関連は含める。また、BSE 関連情報であっても、リスク論に展開されている場合は含めることとする。

内分泌かく乱作用を主な論点としている資料については、原則、「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98 取組の成果（2004 年 9 月環境省発行）」及び「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について - ExTEND2005 -」（2005 年 3 月環境省発行）」の内容も十分に把握された上で作成された資料であること。特定の商品の販売促進を目的としていないこと（商品名が入っていても情報提供の視点から作成されている場合は可）。

運動・行動の促進を主目的とした資料でないこと。

タイトルや目次に「撲滅、排斥、排除など排他的な用語が用いられている」場合は、内容を検討の上、採否を決定する。

特定の地域に関する（一般化されない）情報のみの資料でないこと（公害病についての資料は可とする）。

書籍については、以下の条件で検索し入手可能であるものを採用する。

国立情報学研究所の図書検索サービス（WebcatPlus）で「キーワード」と「年号」で検索しヒットした書籍について、下記の収集基準に合致し、原則、販売価格が

5,000 円以内（消費税を含まず）程度のもの。

キーワード一覧

化学物質

有害物質

環境リスク

化学 & 環境

天然 & 安全

物質 & 安全

環境ホルモン

かく乱物質

ダイオキシン

シックハウス

プラスチック

塩ビ

洗剤

添加物

農薬

検討委員、化学物質アドバイザーから推薦があったもの。

「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について  
-ExTEND2005-」の公表について（お知らせ）

平成17年3月14日（月）  
環境省環境保健部環境安全課  
課長：上家 和子(内線 6350)  
専門官：佐々木 健(内線 6352)  
係長：入江 芙美(内線 6352)  
担当：榮田 智志(内線 6354)

環境省では、平成10年5月に策定した「内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について-環境ホルモン戦略計画SPEED'98-」を改訂し、今般、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について-ExTEND2005-」を取りまとめましたので、公表いたします。

環境省では、平成10年(1998年)5月「内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について-環境ホルモン戦略計画SPEED'98-」（平成12年(2000年)11月に新しい知見等を追加・修正）を策定し、これに沿って化学物質の内分泌系への作用に関する研究の推進、試験法開発及び試験の実施、国際シンポジウムの開催等を行ってきました

SPEED 98 策定から5年が経過し、その間、様々な取組を通じて新たな科学的知見が着実に蓄積され、また国際的な取組が進展した等の状況を踏まえ、環境省では平成15年度(2003年)から2年間にわたり専門家、消費者団体代表等を構成メンバーとする「SPEED'98改訂ワーキンググループ」を設置し検討を重ねてきました。ワーキンググループで取りまとめられた「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について（案）」については、平成16年12月28日から平成17年1月28日まで、パブリックコメントの募集を行いました。その結果については、環境省ホームページで公開しています。（<http://www.env.go.jp/chemi/end/index.html>）

今般、パブリックコメントの結果も踏まえ、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について-ExTEND2005-」を取りまとめたので、公表いたします。（<http://www.env.go.jp/chemi/end/extend2005/index.html>）

平成17年度からはこの新しい方針に基づき、調査研究等を推進して行く予定です。

本文中のサブタイトルであるExTEND2005は、Enhanced Tack on Endocrine Disruptionの頭文字に文章の作成年を添えたものである。

## 「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について-ExTEND2005-」

### (1) 経緯

平成 17 年 3 月、「内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について-環境ホルモン戦略計画 SPEED 98-」(平成 10 年策定、以下 SPEED 98)を改訂し、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について-ExTEND 2005-」(以下 ExTEND2005)を公表。

### (2) ExTEND2005 における基本的な考え方

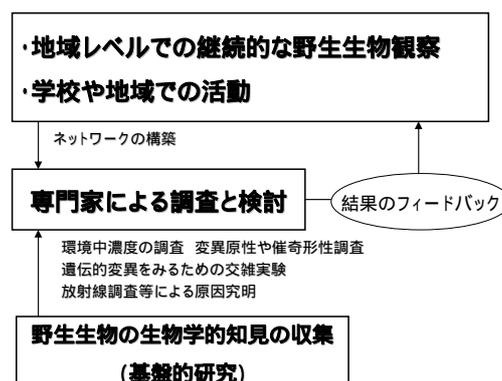
ExTEND2005 においては、「内分泌かく乱作用は、化学物質の様々な作用の一面あるいはその他の生体への作用と組み合わせられたものとして評価することが必要である」という観点にたち、総合的な化学物質対策の中で、内分泌かく乱作用についての取組を実施。

### (3) ExTEND2005 における具体的方針

ExTEND2005 では、具体的方針として、野生生物の観察、環境中濃度の実態把握及び暴露の把握、基盤的研究の推進、影響評価、リスク評価、リスク管理、情報提供とリスクコミュニケーション等の推進、の 7 つの柱を掲げている。

#### 野生生物の観察

- ・野生生物における異常の把握は生態系を視野におく化学物質対策の原点。
- ・継続的な野生生物の観察によって、生物個体(群)の変化を捉え、生態系への影響を評価することが重要。
- ・専門家のみならず、一般市民による地域レベルでの身近な野生生物の継続的観察を推進することにより、一般市民の生態系に対する関心・興味を涵養することも重要。

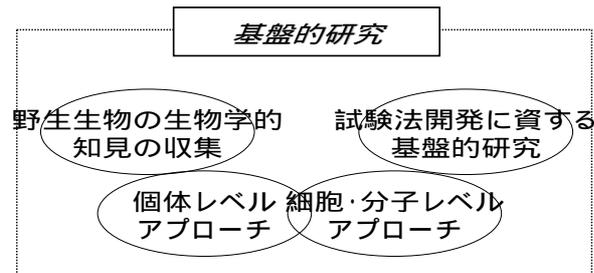


#### 環境中濃度の実態把握及び暴露の把握

- ・生態系やヒト健康への影響を捉えるためには暴露の視点が重要であり、化学物質環境実態調査において、環境中における濃度実態を把握する。

### 基盤的研究の推進

- ・野生生物における変化を正確に評価するためには、野生生物や生態系についての基礎的な知見が必要。
- ・内分泌かく乱作用のメカニズムを解明するためには、まず個体に対してどのような変化が観察されるのか把握することが重要であり、個体レベルのアプローチが必要。この個体レベルの変化を、細胞・分子レベルで説明し補足するための、細胞・分子レベルのアプローチも不可欠。
- ・内分泌かく乱作用を評価するための試験法開発に資する研究の推進も重要な課題。



### 影響評価

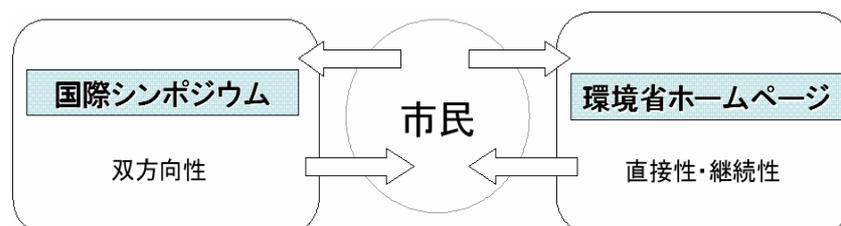
- ・環境保全の観点からは、生態系への影響を中心とした評価手法の確立と試験の実施が必要。
- ・具体的な試験実施にあたっては、予め試験を実施する物質のリストを作成するのではなく、物質選定の考え方、評価の流れを明確にしておき、この考え方に沿って試験対象物質を選定していく。

### リスク評価 リスク管理

- ・総合的な化学物質対策のうえでは、内分泌かく乱作用に着目したデータのみでなく様々な有害性評価の観点から得られたデータとともに、暴露状況を踏まえて「リスク評価」を行い「リスク管理」へと繋ぐ視点が重要。

### 情報提供とリスクコミュニケーション等の推進

- ・内分泌かく乱作用については、科学的に不明確なことが多い中、漠然とした不安を招かないためにも、広く正確な「情報提供」を行い、化学物質についてリスク、利便性、コスト等様々な観点を踏まえた理解を深めるため「リスクコミュニケーション」を推進する。



「花粉症保健指導マニュアル」の改訂について（第3報）  
今春（平成17年）のスギ・ヒノキ科花粉飛散終息予測

平成17年4月27日(水)  
環境省環境保健部環境安全課  
課長 上家 和子 (内 6350)  
専門官 山本 要 (内 6352)  
係長 入江 芙美 (内 6352)  
担当 奥崎 浩享 (内 6354)

環境省では、保健活動にかかわる方々に、花粉症に係る現時点での最新の科学的知見や関連情報を紹介し、その活動に利用していただくことを目的として、「花粉症保健指導マニュアル」を平成12年に作成（平成15年に全面改訂）し、環境省ホームページ上に公開しています（<http://www.env.go.jp/chemi/anzen/kafun/html/001.html>）。

今年度も、新たな知見を踏まえての改定作業を進めており、花粉飛散量の予測に関する部分及び各関係省庁における調査研究状況に関する部分を更新したところです。（既報）。

今般、スギ・ヒノキ科花粉飛散終息予測を盛り込んだ追補版が出来上がりましたので公表いたします。

スギ花粉の飛散は東北、北陸、甲信地方の一部を除いてほぼ終息に近づいていますが、ヒノキ科花粉の多い状態が続いています。ヒノキ科花粉の飛散が終息するのは地域によって異なりますが、九州・四国地域が4月末、中国・近畿地域が5月上旬、東海・北陸甲信・関東・東北地域が5月中旬となる見込みです。

（概要）

環境省においては、花粉症に係る現時点での最新の科学的知見や関連情報を紹介する目的で「花粉症保健指導マニュアル」を作成しており、環境省ホームページで公開しています（<http://www.env.go.jp/chemi/anzen/kafun/html/001.html>）。また、毎年、新たな知見を踏まえて随時更新を行っています。

今年度は、毎日の花粉飛散量の予測に関する部分について、来春（平成17年）の花粉総飛散量（NPO花粉情報協会調べ）についての予測情報を加えたほか、花粉症の病態の解明や治療法の開発等に関して各関係省庁で実施している調査研究を紹介する部分について平成16年度版に追加したところです。（以上既報）

今春（平成17年）の花粉飛散終息（NPO花粉情報協会予測）についての予測情報について、参考資料として追補版に盛り込みました。

（参考資料）

- ・ 地域別花粉終息予測 (NPO花粉情報協会\*作成)

\* NPO花粉情報協会 <http://www.pollen-net.com/welcome.html>

## 「熱中症保健指導マニュアル」の作成について (お知らせ)

平成17年 7月 1日(金)  
環境省環境保健部環境安全課  
課長 上家 和子 (内 6350)  
専門官 山本 要 (内 6352)  
係長 入江 芙美 (内 6352)  
担当 奥崎 浩享 (内 6354)

環境省では保健活動にかかわる方々に、我が国の一般環境の状況と熱中症についての新しい科学的知見や関連情報を紹介し、保健活動に活用していただくことを目的として、「熱中症保健指導マニュアル」を作成しました。環境省ホームページに7月1日から掲載しますのでお知らせします。

### 1. 経緯

ヒートアイランド現象や地球温暖化による影響の一つとして、熱ストレスの増大が指摘されていますが、一般環境における熱ストレスの増大は、日常生活における熱中症発症のリスクを高めることとなります。従来、熱中症の多くは高温熱下での労働や運動活動で発生していましたが、現在では日常生活における発生が増加していると言われています。また、熱中症の症状は一様ではなく、症状が重い場合には生命に危険が及ぶこともあります。

そのため、熱中症に対する科学的な理解を深め、適切な保健指導を進めるためには、熱中症に関する知識や情報を広く提供することが不可欠であるとの観点から、地方公共団体や保健所等において保健活動や環境問題に取り組んでおられる方々に、熱中症に関する最新の科学的知見や関連情報を可能な限り紹介し、活動に活用していただくことを目的として、このたび「熱中症保健指導マニュアル」を作成しました。

### 2. ホームページへの掲載等

本マニュアルが、多くの関係者の方々に広く活用されるよう、7月1日から下記環境省ホームページ上に掲載します。また、1週間後を目途に全国の保健所や都道府県等に配布する予定です。

(<http://www.env.go.jp/chemi/kenkou.html>)

## 参考

### <目次>

#### ．気候変動と熱中症

- 1．地球温暖化
- 2．ヒートアイランド現象
- 3．熱中症とは何か
- 4．熱中症はどのようにして起こるのか

#### ．熱中症になったときには

- 1．どんな症状があるのか - 熱中症の症状と重症度分類
- 2．どういう時に熱中症を疑うか
- 3．熱中症を疑った時には何をすればよいのか
- 4．医療機関に搬送するとき

#### ．熱中症を防ぐためには

- 1．日常生活での注意事項
- 2．どういう人が熱中症になりやすいのか
- 3．運動時の注意事項
- 4．高温環境下での労働
- 5．熱中症予防のための指標(W B G T)

#### ．保健指導のあり方

#### ．もっと知りたい時には

- 1．熱中症情報
- 2．参考文献